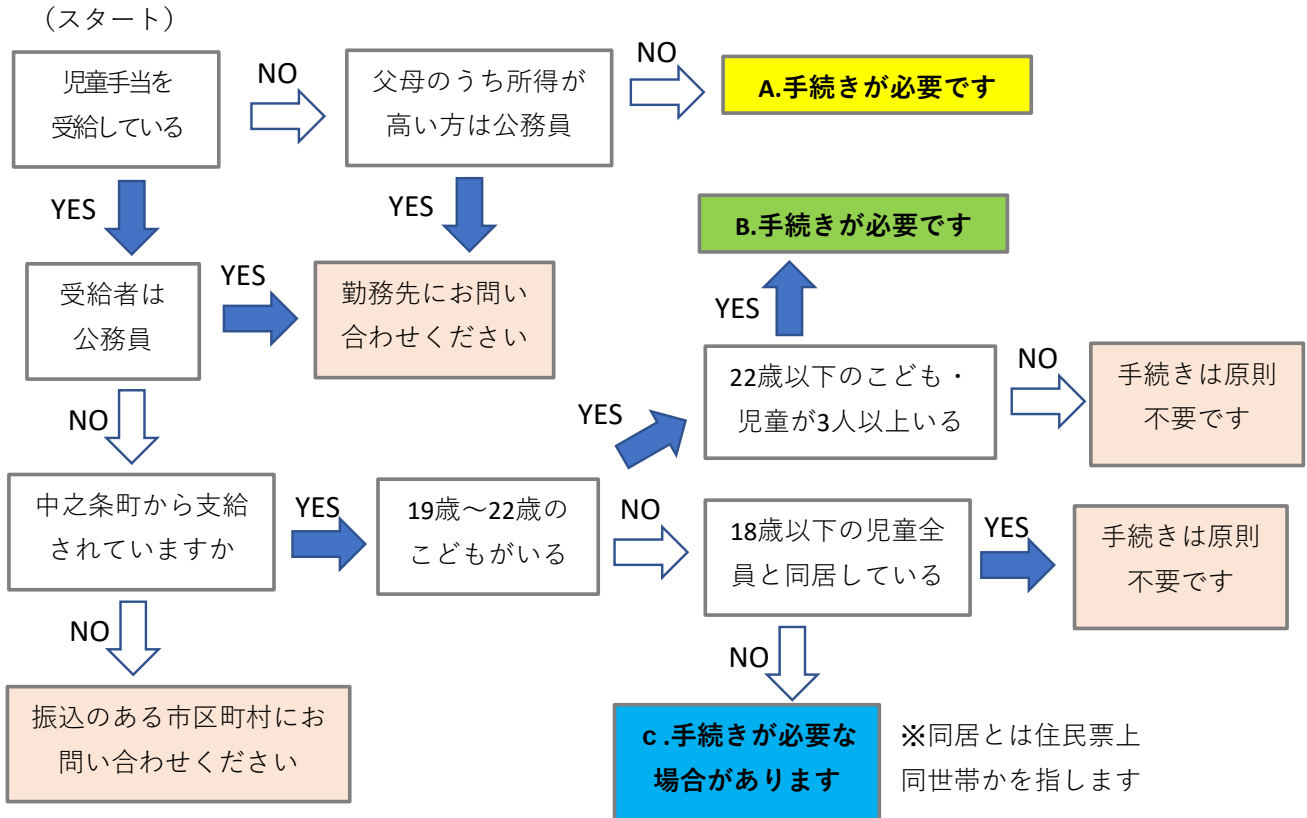


< 手続き要否確認フロー >



- ①児童全員が高校生相当以上（中学生以下の児童はいない）
 ②所得上限限度額以上の所得がある
 ③未申請

A.に該当した世帯

のいずれかに該当します。「児童手当認定請求書」の提出が必要です。大学生相当（22歳以下）を含み3人以上の児童がいる場合は「監護相当の確認書」の提出も必要です。いずれに該当しない場合はC.に進んでください。

※添付書類

- 通帳の写し（受給者名義の口座に限る） ○受給者・配偶者の健康保険証の写し ○身分証明書の写し

- ①すでに児童手当を受給している

B.に該当した世帯

- ②児童手当の対象年齢（18歳以下）の児童のほかに大学生相当（22歳以下）のこどもがいる

- ③大学生相当（22歳以下）のこどもも含めると児童数は3人以上

のすべてに該当していますか？すべてに該当した場合「児童手当額改定請求書」「監護相当の確認書」の提出が必要です。すべてに該当しない場合はC.に進んでください。

※添付書類

- 身分証明書の写し

世帯状況の確認をしたうえで必要な手続きをご案内いたします。

C.に該当した世帯

（別居している児童がいる場合など）

下記連絡先までお問い合わせください。

役場住民福祉課少子化・子育て対策係：0279-75-8825